

參考資料

1. 策定体制-----2
2. 策定經過-----3
3. 環境基準-----4
4. 意識調查結果-----10
5. 用語説明-----16

1. 策定体制

(1) 愛西市環境基本計画策定委員会 委員名簿

	氏名	備考
委員長	ちかみ さとし 千頭 聡	日本福祉大学特任教授
委員	おの ようこ 小野 陽子	愛知県海部県民事務所 環境保全課長
委員	おくだ てつひろ 奥田 哲弘	愛西市商工会事務局長
委員	ほった かつよし 堀田 克芳	あいち海部農協総務課長補佐
委員	えとう よしたか 衛藤 義隆	小中学校長会代表
委員	いしはら かずたか 石原 一孝	総代会代表
委員	あんどう さとし 安藤 諭	コミュニティ連絡協議会代表
委員	みずの ひろし 水野 博	地域環境保全員
委員	いしかわ かずこ 石河 和子	公募委員
委員	なかむら ふみこ 中村 文子	公募委員

(敬称略・順不同)

2. 策定経過

庁内の関連部署で組織される専門部会で計画素案を検討し、愛西市環境基本計画策定委員会において計画案の作成を行いました。なお、広く市民の皆さんからご意見をいただくため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

(1) 策定の経過

日程	名称	協議事項
令和4年6月3日	第1回愛西市環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">委員の委嘱委員長・副委員長の選任第2次愛西市環境基本計画策定の方針について意識調査について
令和4年10月4日	第2回愛西市環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">意識調査（市民・事業所・中学生）の報告書について第2次愛西市環境基本計画（案）について
令和4年12月26日	第3回愛西市環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">第2次愛西市環境基本計画（案）について
令和5年1月13日 ～2月10日	パブリックコメント	
令和5年3月3日	第4回愛西市環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">第2次愛西市環境基本計画（案）について

(2) パブリックコメント

実施期間	令和5年1月13日～2月10日
閲覧場所	市ホームページ、市役所、各支所、佐織公民館、文化会館
募集結果	2名・2件

3. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく大気汚染に係る環境基準を下表に示します。

大気汚染に係る環境基準

物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SMP)	光化学オキシダント (O _x)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考						
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。						

(2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく水質汚濁に係る環境基準を下表に示します。

人の健康の保護に関する環境基準	
項目名	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条にもとづく環境基準を下表に示します。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ ^注 /m ³ 以下	大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下	水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

注) TEQ (毒性等量 : Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類の濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に、毒性等価係数（ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性）を乗じて合計して得られる毒性等量 (TEQ) により表します。

(4) 土壌に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく土壌汚染に係る環境基準を下表に示します。

土壌の汚染に係る環境基準	
項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(5) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定にもとづく騒音に係る環境基準を下表に示します。

騒音に係る環境基準の地域の類型指定及び環境基準

地域の区分		基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
A類型	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55dB以下	45dB以下
B類型	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		
C類型	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域		
備考		
1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 2 幹線交通を担う道路に近接する空間では、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。		

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

(注)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

4. 意識調査結果

【調査の概要】

- ・ 調査の対象者：愛西市内の事業所
(従業員数が20人以上の約180社、それ以下の規模の団体は無
作為抽出により選定。)
- ・ 配布及び回収票数：250票配布、86票回収 (回収率34.4%)
- ・ 実施時期：令和4年6月～7月

※「前回調査」は平成23年度に実施したもの。

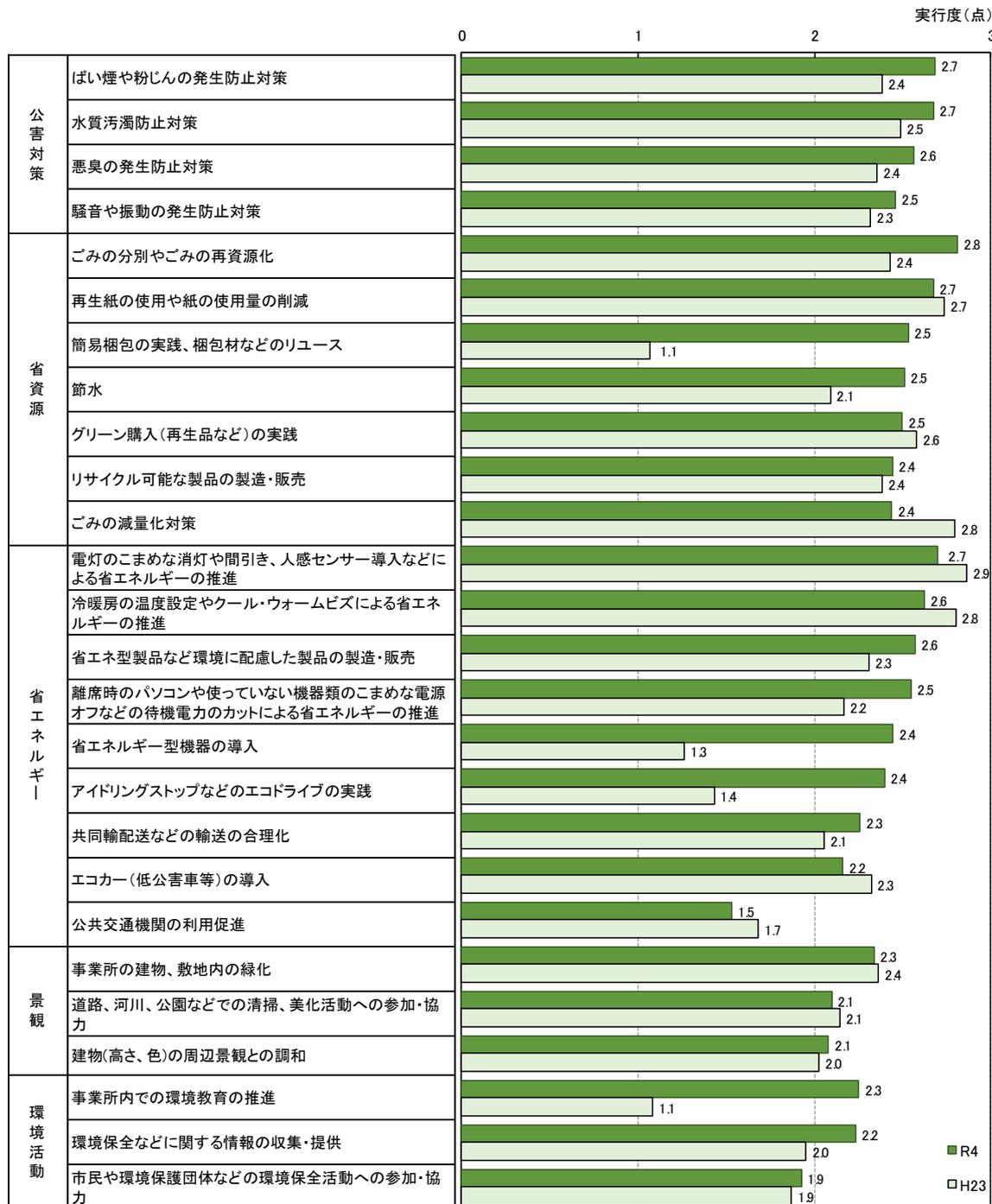
【調査の概要】

- ・ 調査の対象者：愛西市内の中学2年生 (6校)
- ・ 配布及び回収票数：学校を通じて配布・回収 510票回収
- ・ 実施時期：令和4年6月～7月

(1) 事業者

【環境に関わる取り組みについて】

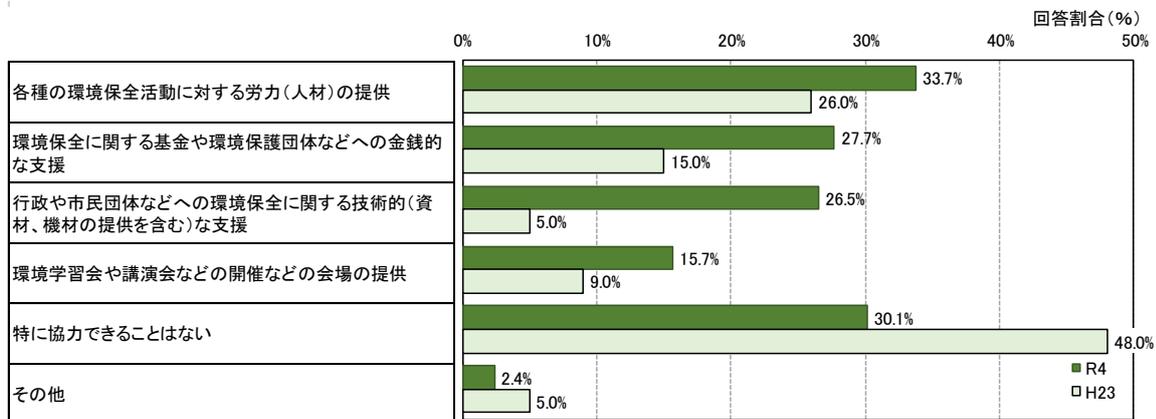
- ・「公害対策」「環境活動」はすべて前回調査より実行度が高くなりました。
- ・「省資源」「省エネルギー」は前回調査より著しく高くなったものがある反面、やや低下するものもあります。



※前回調査時は「取り組んでいる：2」、「取り組む予定である：1」、「取り組んでいない：-1」、「事業に該当しない：-2」であったが、今回調査に合わせて再計算した。

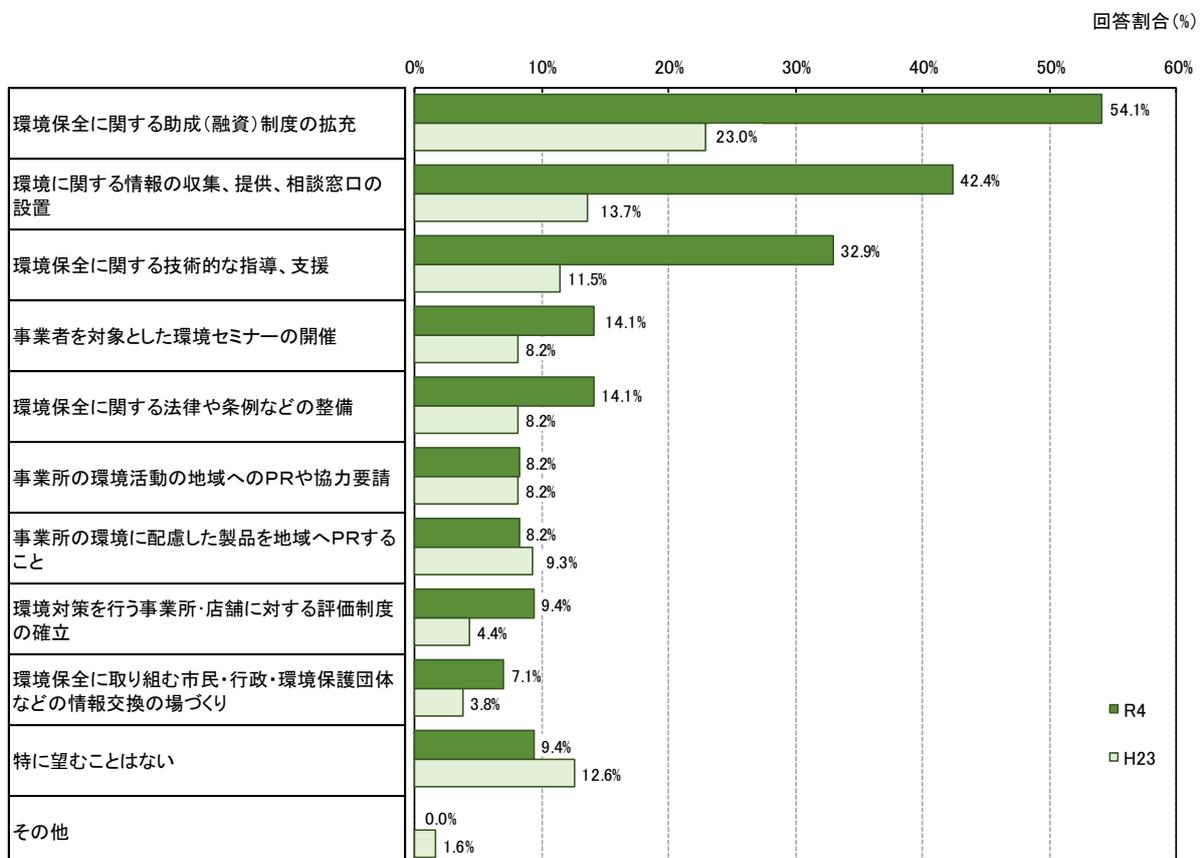
【環境問題への協力について】

- ・前回調査と比較して大きく増加したのは「行政や市民団体などへの環境保全に関する技術的（資材、機材の提供を含む）な支援」、「環境保全に関する基金や環境保護団体などへの金銭的な支援」で、大きく減少したのは「特に協力できることはない」でした。



【環境に関わる取り組みを行う上での行政への要望について】

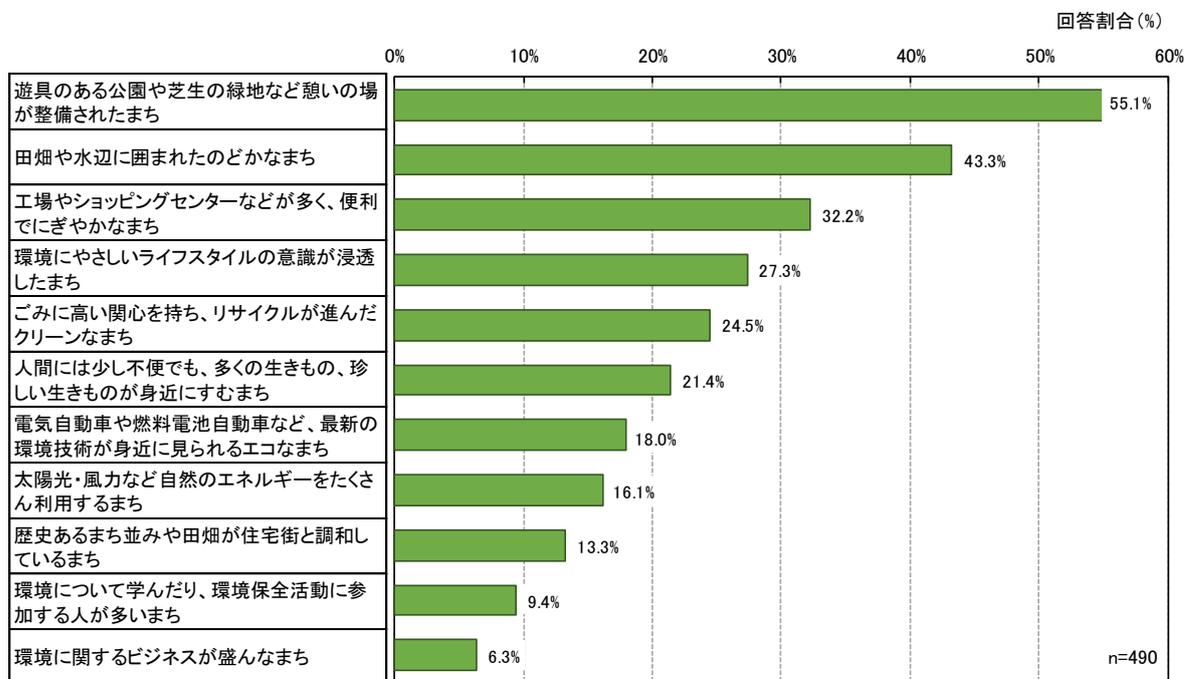
- ・前回調査と比較すると、全体的に増加傾向でした。中でも大きく増加したのは「環境保全に関する助成（融資）制度の拡充」、「環境に関する情報の収集、提供、相談窓口の設置」、「環境保全に関する技術的な指導、支援」でした。



(2) 中学生

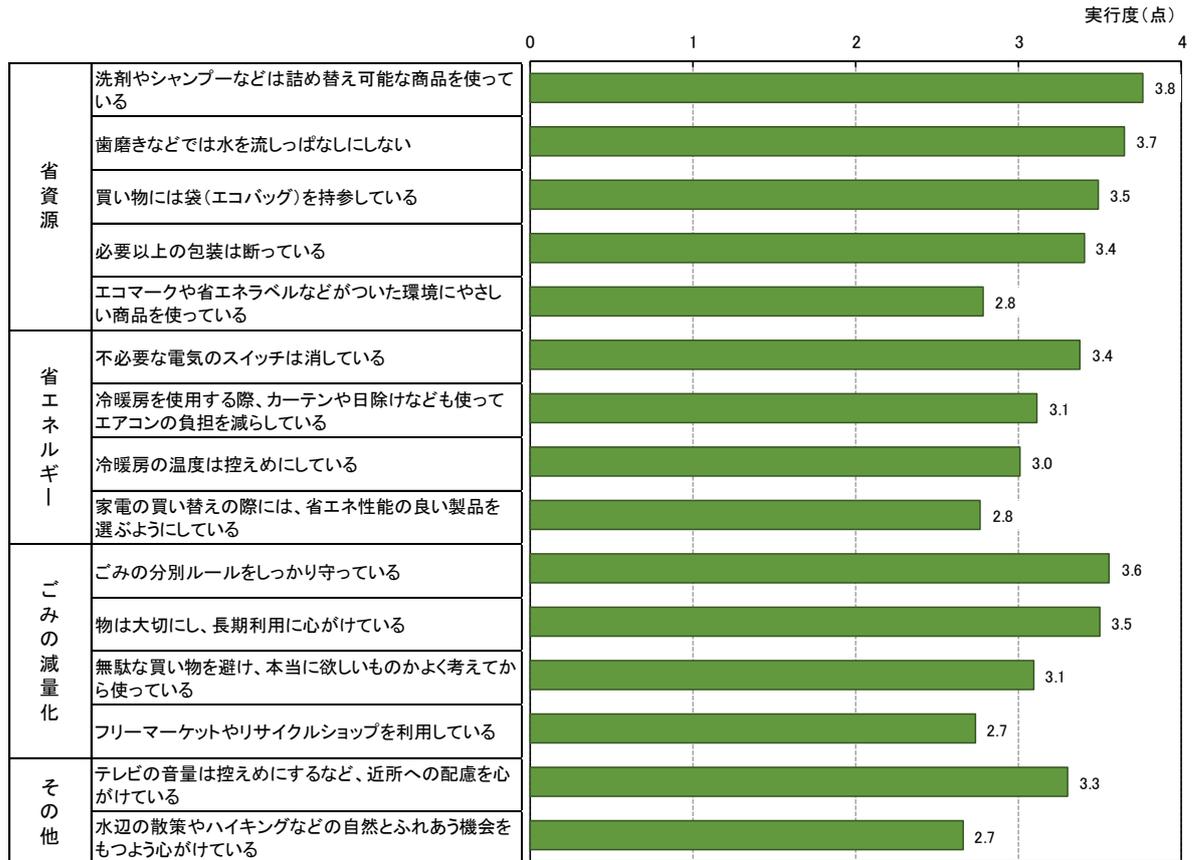
【将来の愛西市の環境について】

- ・「遊具のある公園や芝生の緑地など憩いの場が整備されたまち」が最も多く55.1%、次いで「田畑や水辺に囲まれたのどかなまち」で43.3%、「工場やショッピングセンターなどが多く、便利でにぎやかなまち」で32.2%でした。



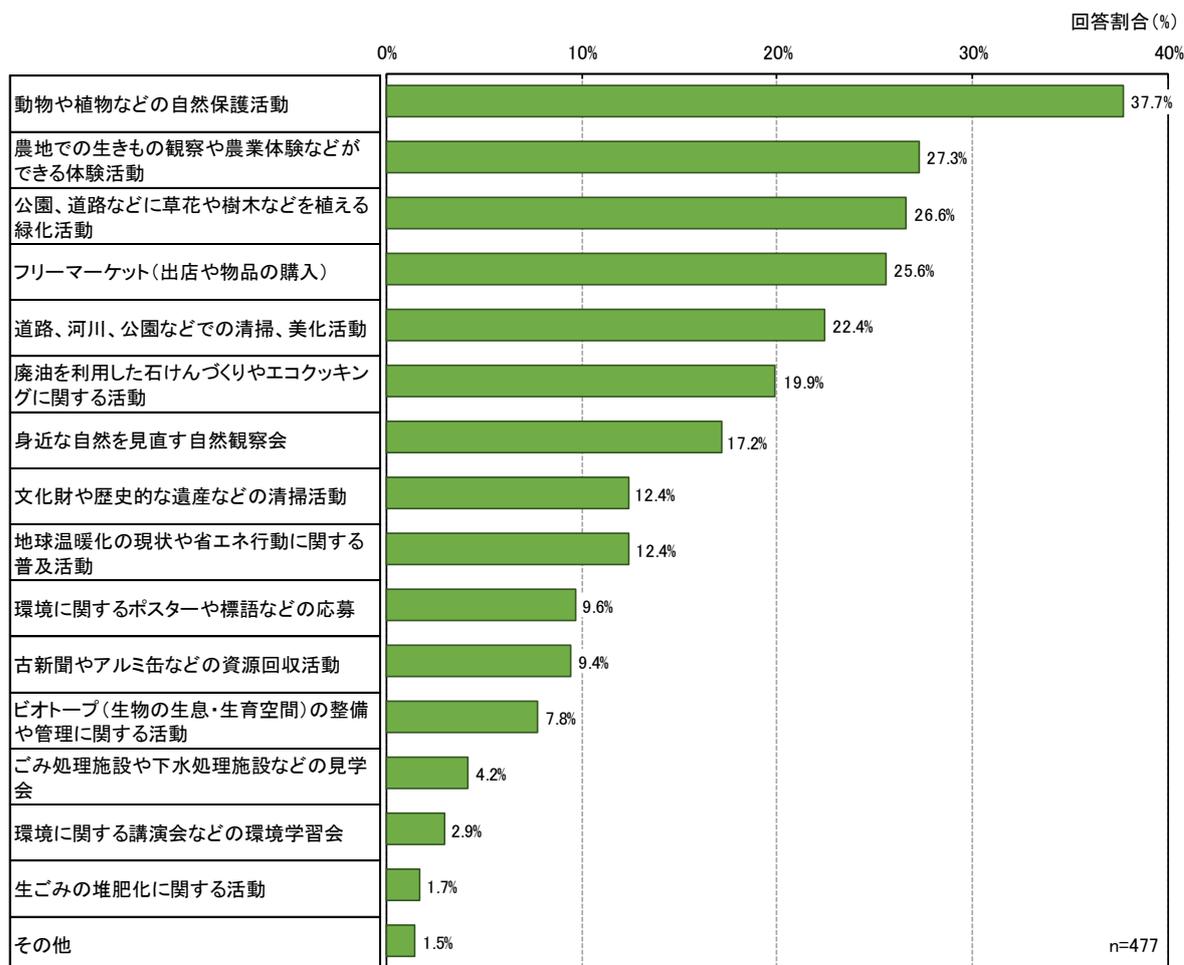
【環境問題への取組について】

- ・ 実行度が低いのは、「フリーマーケットやリサイクルショップを利用している」、「水辺の散策やハイキングなどの自然とふれあう機会をもつよう心がけている」でいずれも2.7点、「エコマークや省エネラベルなどがついた環境にやさしい商品を使っている」、「家電の買い替えの際には、省エネ性能の良い製品を選ぶようにしている」でいずれも2.8点でした。
- ・ 省資源に関する行動は実行度が高い結果となりました。



【今後参加してみたい活動について】

- ・「動物や植物などの自然保護活動」が最も多く37.7%、次いで「農地での生きもの観察や農業体験などができる体験活動」で27.3%、「公園、道路などに草花や樹木などを植える緑化活動」で26.6%でした。



5. 用語説明

あ 行

アイドリング・ストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし及び短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。アイドリング・ストップを実践することで、エネルギー使用量の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制につながります。

アダプトプログラム

市民・事業者・行政が協働で進める新しい形の「まちの美化プログラム」です。アダプト (Adopt) とは英語で「養子縁組する」の意味で、地域住民や事業者が道路、公園及び河川敷など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動や花植えなどを行い、行政がその活動を支援する仕組みのことです。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では「産業廃棄物（汚泥・廃油・建設廃材など）以外の廃棄物」と定義されています。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も一般廃棄物として含まれます。また、し尿や生活雑排水などの液状廃棄物も含まれます。

遺伝資源

生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義されており、生物のことです。生物が含まれる水や土壌などの環境サンプルも含まれます。

ウォームシェアスポット

それぞれが暖房を使うのではなく、みんなですべての部屋、場所に集まることでエネルギーを節約するという新しい省エネス

スタイルをウォームシェアといいます。店舗、施設など気軽に集まって暖のとれる場所をウォームシェアスポットといいます。

エコアクション21

事業者が環境への取組を総合的に実践していくための仕組みについて環境省が定めたガイドラインであり、取組を行う事業者を審査し、認証・登録する制度のことです。事業者はこの仕組みにもとづき環境への取組を推進し、継続的に見直し・改善を行い、結果について社会に公表します。

エコクッキング

環境に配慮して調理全般をすることで、エネルギーの無駄やごみを少なくしたりすることです。

エコドライブ

環境に配慮して自動車を運転することです。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなどの取組によって燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素などの排出量を減らす運転のことです。

エコモビリティ

環境（エコロジー）の「エコ」と、移動の「モビリティ」をつなげた言葉で、自家用車、電車・バスなどの公共交通、自転車及び徒歩などをかきこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用することをいいます。

エコライフ・エコ事業

日常生活や事業活動が、自然や環境に影響を及ぼしているということ認識し、少しずつでもできるところから環境にやさしい生活や事業を実施し、地球環境への負担を少なくする生活スタイル、事業スタイルのことです。

エネルギー起源

温室効果ガス（二酸化炭素など）のうち、化石燃料を燃焼することで発生するものを示します。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン及びフロンなどに代表される大気を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらす気体の総称です。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和2(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）をまとめて処理する浄化槽のことです。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて処理性能が高く、河川などの公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機及び乾燥機などの家電製品から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物の減量、資源の有効利用を推進するために制定されました。

環境基準

「環境基本法」にもとづいて「維持され

ることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について定められています。「環境基本法」では、環境基準のほか「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」による公害防止のための排出規制などの規制措置も定めています。

環境基本計画

「環境基本法」第15条にもとづき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。国の「環境基本計画」は平成6年に策定され、平成12(2000)年、平成18(2006)年、平成24(2012)年の改定を経て、平成30(2018)年に「第五次環境基本計画」が定められています。目指すべき持続可能な社会を低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会であると位置づけています。国の「環境基本計画」を受けて、都道府県や市町村においても、環境基本計画が策定されています。

環境基本法

「公害対策基本法」、「自然環境保本法」では対応に限界があるとの認識から、グローバルな環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として制定されました。基本理念として環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられており、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が明確化されています。

環境マネジメントシステム

事業者・自治体・学校などの組織が自らの環境保全の取組の効果と成果を自主的に評価し、その結果にもとづいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステムで、環境方針の策定とそれにもとづく目標の設定、目標設定のための計画策定及び達成度の評価を一連のものとして行います。代表的な環境マネジメントシステムとしては、国際規格であるISO14001や環境省が定めたエコアクション21等があります。

気候変動適応法

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、それにより現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

協働

市民や事業者、あるいは各種団体と行政とが共通の目的を達成するために、適切な役割分担のもとで協力して行動することをいいます。

京都議定書

平成9(1997)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されました。先進各国の温室効果ガスの排出量に関して、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、森林吸収源の算定などの新たな仕組みが合意されました。

クールシェアスポット

電力需要が大きくなる夏場の昼間の時間帯などで、家庭で一部屋に集まる工夫をしたり、公共施設や店舗などを利用することで涼(クール)をシェアする新しい省エネスタイルをクールシェアといいます。一般の方が気軽に集まって涼むことのできる場所をクールシェアスポットといいます。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化対策の一環として、夏の冷房温度を28℃程度、冬の暖房温度を20℃程度

に設定し、冷暖房に頼りすぎない服装で働く、新しいビジネススタイルのことです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

グリーン電力

太陽光や風力、水力、地熱などの二酸化炭素を出さないエネルギー源で発電されたものをいいます。

光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称です。光化学オキシダントは高濃度になると、目やのどの粘膜を強く刺激するなどの健康被害を引き起こします。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する約束のことです。工場の新規立地や施設の増設などに際して、大規模な企業との間に結ばれるものが多い状況です。法律の規制にとらわれず、対象項目、適用技術などを地域の実情に合った形で盛り込んでおり、産業公害の改善に大きく貢献しています。

公共下水道

生活環境の改善や河川・水路の水質保全を図るため、一般家庭や事業所などから排出される汚水や雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び下水処理場などから構成される施設をいい、地方公共団体が管理しています。

公共用水域

「水質汚濁防止法」では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びその他公共の用に供される水域とこれらに接続する公共溝渠、かんがい用水路及びその他公共の用に供される水路と定義されています。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までの子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。平成7(1995)年に環境庁（現環境省）が募集を開始し、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

コミュニティ・プラント

市町村が定める一般廃棄物処理計画にもとづき設置され、し尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設のことです。多くの場合、公共下水道が普及していない地域で、公共下水道の代替施設として設置されています。

さ 行

サイクル&ライド

自転車（Cycle：サイクル）を駅周辺の駐輪場に停めて、電車やバスに乗り換えて（Ride：ライド）もらうことで、自動車利用を抑制し、自転車利用を進める方策のことです。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱、波力及びバイオマスなどを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーのことをいいます。有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出せるエネルギーです。

産業廃棄物

一般に工場や事業所における事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類、金属くず及び建設廃材などが産業廃棄物として定められています。これ以外の廃棄物は全て一般廃棄物とされています。

資源有効利用促進法

資源の有効利用を促進するため、リサイ

クルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律です。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品を再使用すべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定しています。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品を資源として循環して利用したりすることによって、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

振動規制法

工場・事業所における事業活動や建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定め、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的として制定された法律です。

ストレーナー

排水に含まれた野菜くずなどのごみを取り去る網状のこし器のことです。

生態系

食物連鎖などの生物同士の相互関係と、生物を取り巻く環境を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

節水コマ

蛇口から出る水の量を減らすために水道の蛇口内部に取りつけるゴム製または樹脂製の節水用のコマ（器具）のことです。コマを取り替えるだけで毎日使う水道水の使用量を減らすことができます。

絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物及び乱獲など、さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機が高いとされる動植物の種のことです。生物は進化の過程で絶滅することもあります。今日の絶滅は自然のプロセスとは異なり、さまざまな人間活動の影響によりかつてない速さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっています。

騒音規制法

工場・事業所における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定め、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的として制定された法律です。

た 行

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3種類をダイオキシン類と呼んでいます。一般にダイオキシン類といわれるPCDDとPCDFはそれぞれ75種類と135種類の異性体があり、ポリ塩化ビフェニル(PCB)のうちダイオキシンと似た化学構造をもちダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーPCBは十数種類の異性体があります。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、これらの物質のうち毒性がある29種類を対象として規制しています。ダイオキシン類の人体への影響としては、脱毛、肝機能異常、発ガン性及び催奇形性が高いことが知られています。

多自然型護岸

河川が本来もつ生物の良好な生育環境に配慮し、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めることを基調に、自然材料(石材、植物など)を活用した護岸のことです。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料を使用する社会から脱却することです。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことで、処理能力が低く、生活雑排水を処理できません。生活環境保全意識の高まりとともに、現在では新設の場合は全て合併処理浄化槽しか設置できないようになっています。

地球温暖化

人間の産業活動や社会経済活動に伴う温室効果ガスの濃度の上昇などにより進行します。平均気温の上昇、それに伴う海水面の上昇、異常気象の発生及び生態系への影響などが懸念されています。

地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、温室効果ガス削減のための具体的な取組を定めるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、日本に課せられた温室効果ガスの排出削減目標(平成2(1990)年比6%削減)を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めることを目的として制定されました。

地球サミット

平成4(1992)年にブラジルの都市リオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議のことです。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な社会の実現のための具体的な方策が話し合われました。

地区計画

「都市計画法」第12条の5にもとづき、道路や公園などの公共施設、建築物の形態などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定めて、街区内での無秩序な開発行為を規制・誘導していく制度です。

地産地消

地域で生産された農林水産物をその地域で消費することをいいます。

産地から消費地までの距離が短くなることで、商品に親近感もてたり、鮮度が保たれたりするほか、運搬コストなどが改善され、商品の魅力向上や農林水産業の活性化につながります。また、運搬時に発生する温室効果ガスの削減にも役立ちます。

長期優良住宅

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体などに伴う廃棄物を抑制して環境負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって市民の住宅に対する負担を軽減することを目的とした住宅で、長寿命住宅の認定制度により、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のことです。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系への被害が認められるものとして「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物のことです。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬及び輸入などといった取り扱いを規制し、防除なども行うこととしています。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本に元来あった生態系、人の生命や健康及び農林水産業に被害を及ぼし、または及ぼす恐れがあるものとして政令により定められています。

都市公園

「都市公園法」で定められた公園または緑地のことで、国又は地方公共団体によって設置されたものをいいます。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地

方公共団体が設置した公園や緑地も含まれます。住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園などさまざまな種類の公園があります。

な 行

二酸化硫黄

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。ぜんそくや気管支炎などの病気や酸性雨の原因になるといわれています。

二酸化窒素

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が燃焼する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

農業集落排水施設

集落から排出されるし尿や生活雑排水または雨水を処理し、農地や農業用排水路への汚水の流入を防ぎ、窒素、りんなどを除去することで公共用水域の水質保全及び農業用排水施設の機能維持のために整備されます。集落を単位とした小規模システムとして整備されることが多くなっています。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」にもとづき、一体的に農業の振興を図ることが必要な地域について都道府県知事が指定する地域のことです。農用地などとして利用すべき相当規模の土地があり、一定の要件を備える必要があります。

ノーカーデー

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンまたはキャッチフレーズのことで、自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施されます。行政機関をはじめ、民間企業などでも取り組まれています。

は 行

バイオマスエネルギー

二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーの一種で、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいいます。バイオマスの種類としては、木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿及びプランクトンなどの有機物があります。

排出係数

燃料使用量あたりに排出する炭素の量を示します。同じ熱量を得る場合、排出する炭素の量は燃料により異なり、例えば石炭の排出係数は都市ガスの約2倍です。なお電気は、電力会社や年度によって、発電に使用する化石燃料の割合が異なるため、排出係数が異なります。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活するうえで支障となる物理的な障壁や意識的な障壁を取り除くことをいいます。

パリ協定

平成27(2015)年12月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択されました。

長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持、1.5℃に抑える努力を追求することとし、先進国だけでなくすべての国が参加し、5年毎に貢献を提出・更新する仕組みです。

非エネルギー起源

温室効果ガス（二酸化炭素）のうち、化石燃料の燃焼に由来せず、工業プロセスにおける化学反応や廃棄物の処理などで発生するものをいいます。

ビオトープ

ドイツ語のBio（生き物）+Top（場所）を意味する言葉として、Biotop（生き物の住む空間）となった合成語です。生物が生息できる生態系のまとまりのある空間（場所）を意味します。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の1m）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、発生源としては、風による土壌粒子の舞い上がりなどの自然現象によるものと、石油系・石炭系燃料の燃焼、物の破砕などによるもの、さらに、大気中で二次的に反応して生成されるものなどがあります。呼吸により体内に入ると肺胞にとどまり、呼吸器疾患の一因になるといわれています。

フロン

正式には「クロロフルオロカーボン」といい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称です。化学的に安定で反応性が低くほとんど毒性はありません。冷蔵庫の冷媒やスプレーの噴射剤などに広く利用されます。しかし、特定のフロンは対流圏でほとんど分解されず成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を破壊し、地表に到達する紫外線を増加させます。こうした状況を受け、国際的な規制がとられる一方、国内でも、「オゾン層保護法」や「フロン排出抑制法」などにより対策が進められています。

ま 行

緑のカーテン

ツルが伸びて何かに巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）で作る自然のカーテンのことで、ヘチマ、きゅうり及びゴーヤなどで作ります。葉の気孔から水分が蒸散することで周囲の温度を下げる効果があり、部屋の温度を下げてくれます。緑のカーテンがある部屋とない部屋では、5℃前後の差が出るといわれています。

メタン

1個の炭素原子と4個の水素原子からなり、無色無臭の気体です。二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたります。

や 行

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことです。

要請限度

「騒音規制法」や「振動規制法」で、市町村長は自動車騒音・振動が一定の限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、都道府県公安委員会に対して「道路交通法」にもとづく交通規制などの措置を講じるよう要請できるとされています。要請限度はその際の一定の限度として定められています。

ら 行

わ 行

英 数 字

BOD

生物化学的酸素要求量のことで、有機物による河川水などの汚濁の程度を表す指標の一つです。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に必要とされる酸素量のことで、数値が大きいほど有機物による水質の汚濁が進んでいることとなります。

COP

国際条約の締約国が集まって開催する会議のことです。

本文中のCOP10は、平成22(2010)年に名古屋市で開催された生物多様性条約の10回目となる締約国会議を示します。生物多様性条約は、正式には「生物の多様性に関する条約」といい、生物多様性を守り、遺伝資源を持続的に利用していくことを目的としています。

本文中のCOP21は、平成27(2015)年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約の21回目となる締約国会議を示します。気候変動枠組条約は、正式には「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目標としています。

dB

音圧レベルを示す指標として用いられます。dB（デシベル）は人の耳に聞こえる感覚量と対数が比例することにより、分りやすさという面からも使用されています。

DO

溶存酸素量のことで、水中に溶けている酸素量を示します。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタンなどが発生し、悪臭の原因となります。

HEMS

家庭用のエネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略称です。電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげます。

IPCC

気候変動に関する政府間パネルのことで、昭和63(1988)年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって設立されました。世界中の数千人の専門家からなり、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを目的としています。

ISO14001

環境マネジメントに関して、環境に関する方針や目標、その具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めた国際規格です。事業者などは、環境管理を実施する際にこの規格を標準的な手法として用いることができます。また、事業者は、この規格にもとづいて環境管理を行っていることについて第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

NPO

営利を目的とする株式会社などと異なり、社会的使命の追及を目的とし、自発的に継続して活動を行う組織のことで、一般的には、法による特定非営利活動法人格を取得した団体に限定せず、より広く、社会的使命の達成を目的とする任意団体も含まれます。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、P→D→C→Aの流れを次の計画に生かしていくものです。

pg-TEQ

1pg（ピコグラム）は 10^{-12} g（1兆分の1グ

ラム）に相当します。ダイオキシン類の毒性を示す場合、大気についてはpg-TEQ/m³、水質についてはpg-TEQ/L、土壌についてはpg-TEQ/gといったように、対象によって異なる単位を用いています。ダイオキシン類の濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に、毒性等価係数（ダイオキシン類の中で最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性）を乗じて合計して得られる毒性等量（TEQ）により表したものです。

pH

水素イオン濃度のことで、水質汚濁状況を示す指標の一つです。pH7を中性とし、pH7より小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

ppm

濃度の単位で100万分の1を1ppmと表示します。例えば、1m³の空気中に1cm³の大気汚染物質が混じっている場合の大気汚染物質濃度を1ppmと表示します。また、水質汚濁物質の濃度表示では、水1m³（1t）の中に汚濁物質が1g混じっている場合を1ppmと表示します。

SS

浮遊物質のことで、水質汚濁の指標の一つです。数値が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示します。浮遊物質は水中に浮遊する直径2mm以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多くなると、透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、太陽光の透過が妨げられて水中の植物の発育を阻害することがあります。

5R

Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：再使用する）、Repair（リペア：直す）、Recycle、（リサイクル：再資源化する）の頭文字をとった略称です。廃棄物を排出せず、使用済みの物の再使用や再生利用を進め、循環型社会を構築していくうえでの基本的な考え方として使用されます。

第2次愛西市環境基本計画

令和5(2023)年3月 発行

愛西市 市民協働部 環境課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

TEL : 0567-26-8111 FAX : 0567-26-5515

E-Mail : kankyo@city.aisai.lg.jp



第2次愛西市環境基本計画

良好な環境を未来につなげるまちづくり